

# 令和 3 年度京都府教育委員会免許状更新講習 Q&A

## 1 受講対象者について

Q 1 京都府総合教育センターの免許状更新講習は誰でも受講できますか？

A 1 新旧の教員免許状それぞれで受講可能な教員は以下のとおりです。なお、有効期間の延長又は修了確認期限の延期を申請している教員について、免許状更新講習の実施日が延長又は延期後の受講期間に該当している場合は受講可能です。

|            | 新免許状                                                                     | 旧免許状                                                                     |
|------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 取得年        | 平成 21 年 4 月以降に取得                                                         | 平成 21 年 4 月以前に取得                                                         |
| 期 限        | 資格を得てから 10 年後の年度末                                                        | 生年月日による                                                                  |
| 今年度<br>対象者 | 有効期間が令和 4 年 3 月 31 日又は<br>令和 5 年 3 月 31 日である者                            | 修了確認期限が令和 4 年 3 月 31 日<br>又は令和 5 年 3 月 31 日である者                          |
| 職 種        | 京都府総合教育センターの研修講<br>座を受講可能である教諭、養護教<br>諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習<br>助手等（非常勤講師を除く。） | 京都府総合教育センターの研修講<br>座を受講可能である教諭、養護教<br>諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習<br>助手等（非常勤講師を除く。） |

Q 2 非常勤講師や常勤講師は受講できますか？

A 2 常勤講師については受講することができますが、非常勤講師は受講することができません。受講管理システムによる申込ができない受講希望者の申込については様式 1 を使用してください。

Q 3 7 月から常勤講師として勤務するのですが、免許状更新講習は申込できるのでしょうか？

A 3 各年の 5 月 1 日現在で実施要項にある条件を満たす方を受講対象としています。

Q 4 育休中の教員は受講が可能ですか？

A 4 育休中については有効期間の延長又は修了確認期限の延期を申請している場合がありますので、必ず期限を確認してください。有効期間の延長又は修了確認期限の延期を申請している教員について、免許状更新講習の実施日が延長及び延期後の受講期間に該当している場合は受講可能なので、受講の申込等については各学校で判断してください。

## 2 免許状更新講習対象の講座について

Q 5 免許状更新講習には必修領域、選択必修領域、選択領域がありますが、どの領域に当たりますか？

A 5 京都府総合教育センターで実施する免許状更新講習については、更新に必要な 30 時間のうち、**選択領域 6 時間**に当たります。

Q 6 一人で複数の免許状更新講習を受講することは可能ですか？

A 6 **複数の受講はできません。1 講座のみ受講が可能なので、申込も 1 講座のみとなります。**ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者については No.981「中堅教諭等資質向上研修『共通』講座Ⅱ【免許】」、No.982「中堅教諭等資質向上研修『共通』講座Ⅲ【免許】」のいずれか又は両方を免許状更新講習対象講座（選択領域）として受講することができます。

Q 7 中堅教諭等資質向上研修の受講者は No.981、982 以外の講座を受講することは可能ですか？

A 7 中堅教諭等資質向上研修の受講者については No.981「中堅教諭等資質向上研修『共通』講座Ⅱ【免許】」、No.982「中堅教諭等資質向上研修『共通』講座Ⅲ【免許】」以外の講座を免許状更新講習として受講することはできません。ただし、一般講座として受講することは可能なので、一般講座の講座番号でそれぞれ申し込んでください。

Q 8 定員を超えた場合、受講は可能ですか？

A 8 基本的には可能な限り受講を受け入れたいと考えています。ただし、会場の定員を大幅に超えた場合は受講者を調整することがあります。受講申込の際は、調整により受講できない場合も考慮して、受講者本人で判断してください。なお、調整の方法は先着順ではありません。

Q 9 昨年度、京都府教育委員会免許状更新講習を受講したのですが、今年も受講可能ですか？

A 9 受講可能な講座数は年度ごとの設定なので、本年度も受講が可能です。

Q 10 受講料は必要ですか？

A 10 受講料は不要です。旅費については受講者の負担となります。ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者で No.981「中堅教諭等資質向上研修『共通』講座Ⅱ【免許】」、No.982「中堅教諭等資質向上研修『共通』講座Ⅲ【免許】」を免許状更新講習として受講する場合は出張として扱います。

Q 11 一部の講座は「特別支援教育コーディネーター養成講座」や「京都式 S S W 養成講座受講済カード」発行の対象講座となっていますが、免許状更新講習として受講した場合、一般講座として再度受講が必要ですか？

A 11 受講履歴は一般講座として扱いますので、再度の受講は必要ありません。

### 3 受講申込手続きについて

Q12 どのように申し込むのですか？

A12 通常の研修講座の申込と同様に、受講管理システムにて申込をします。小・中・義務教育学校は市町教育委員会を通じて、府立学校は直接申込んでください。幼稚園・幼保連携型認定子ども園の受講希望者、受講管理システムによる申込ができない受講希望者については様式1を使用してください。申込期間は4月5日（月）から同16日（金）です。通常の7、8月講座の申込とは期間が異なりますので、注意してください。また、受講の手続きの関係から、期日を過ぎての申込についてはお受けできませんので、必ず期日までに受講申込を行ってください。

Q13 申込をすれば、受講は可能ですか？

A13 受付完了後、以下の流れで受講が可能になります。各種書類の提出期限は厳守してください。

①申込受付完了の通知【令和3年5月31日（月）までに各校に通知】

受講番号通知書を学校に送付します。この通知書は講座当日受付にて提示が必要となりますので、大切に保管し、講習当日持参してください。

②書類の提出【令和3年6月1日（火）～令和3年6月18日（金）《必着》】

受講番号通知書を受け取った受講者は以下の書類一式に必要事項を記入し、「（講座番号）・免許状更新講習受講申込書在中」と朱書きした角形2号封筒を使用して、京都府総合教育センター企画研究部に提出してください。なお、免許状更新講習受講申込書の「証明者記入欄」には校（園）長の証明が必要です。

各種様式は令和3年6月1日（火）に京都府総合教育センターホームページ（ITEC）に掲載する予定です。

＜提出書類＞

免許状更新講習受講申込書、受講者事前アンケート、履修証明書返信用封筒（84円切手貼付）

＜提出先＞

〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合教育センター 企画研究部

### 4 受講について

Q14 免許状更新講習のタイムスケジュールはどのようになっていますか？

A14 基本となるタイムスケジュールは以下のとおりです。

9：15～ 受付開始

9：45～ 出欠確認

10：00～ 午前の部開始

12：00～ 休憩

13：00～ 午後の部開始

16：20～ 午後の部終了、試験会場へ移動 ※講義会場で受験する場合があります。

16：30～ 着席、本人確認

16：40～ 試験開始

17：00 講習終了

Q 15 試験はレポートなどもありますか？

A 15 免許状更新講習の試験はすべて記述式の試験となります。なお、試験の際は講義資料等の持ち込みはできません。

Q 16 試験の結果はいつ頃わかりますか？

A 16 免許状更新講習実施の 2 箇月後を目処に、合格者の場合は「免許状更新講習履修証明書」を送付します。なお、免許状が有効であり続けるためには、この後に別途、免許管理者（京都府教育委員会）による「更新講習修了確認（旧免許状の場合）」又は「有効期間の更新（新免許状の場合）」の手続が必要になります。不合格の場合はその旨を文書にて通知します。

Q 17 遅刻した場合は受講できなくなりますか？

A 17 遅刻した場合は免許状更新講習としての受講はできません。交通機関の遅延などの場合でも同様となります。

## 5 その他

Q 18 災害等の場合、日を振り替えて講習を実施しますか？

A 18 免許状更新講習の振替実施はありません。受講に関しては災害などにより免許状更新講習が中止になる場合も考慮して受講者自身で判断してください。

Q 19 服務についてはどのようになりますか？

A 19 大学等での免許更新講習の受講と同様、職務専念義務の免除（専免）としても差し支えありません。ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者で No.981「中堅教諭等資質向上研修『共通』講座Ⅱ【免許】」、No.982「中堅教諭等資質向上研修『共通』講座Ⅲ【免許】」を免許状更新講習として受講する場合は出張となります。

Q 20 有効期間の満了日及び修了確認期限、教員免許更新制などについて知りたいのですが？

A 20 有効期間の満了日及び修了確認期限、教員免許更新制全般については以下の京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係ホームページで確認してください。

[http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/index.php?page\\_id=144&\\_layoutmode=on](http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/index.php?page_id=144&_layoutmode=on)